

議案第 91 号

市有財産の処分について（安曇野市消防団第 12 分団第 3 部第 2 班詰所建物の譲与）

市有財産である安曇野市消防団第 12 分団第 3 部第 2 班詰所建物を下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物の詳細

所在	安曇野市穂高 1954 番地		建築年月	昭和 62 年 12 月
種類(現況)	旧消防団詰所	構造	木・鉄骨造かわらぶき 2 階建	
床面積	1 階 32.82 m <sup>2</sup>	2 階 33.14 m <sup>2</sup>		

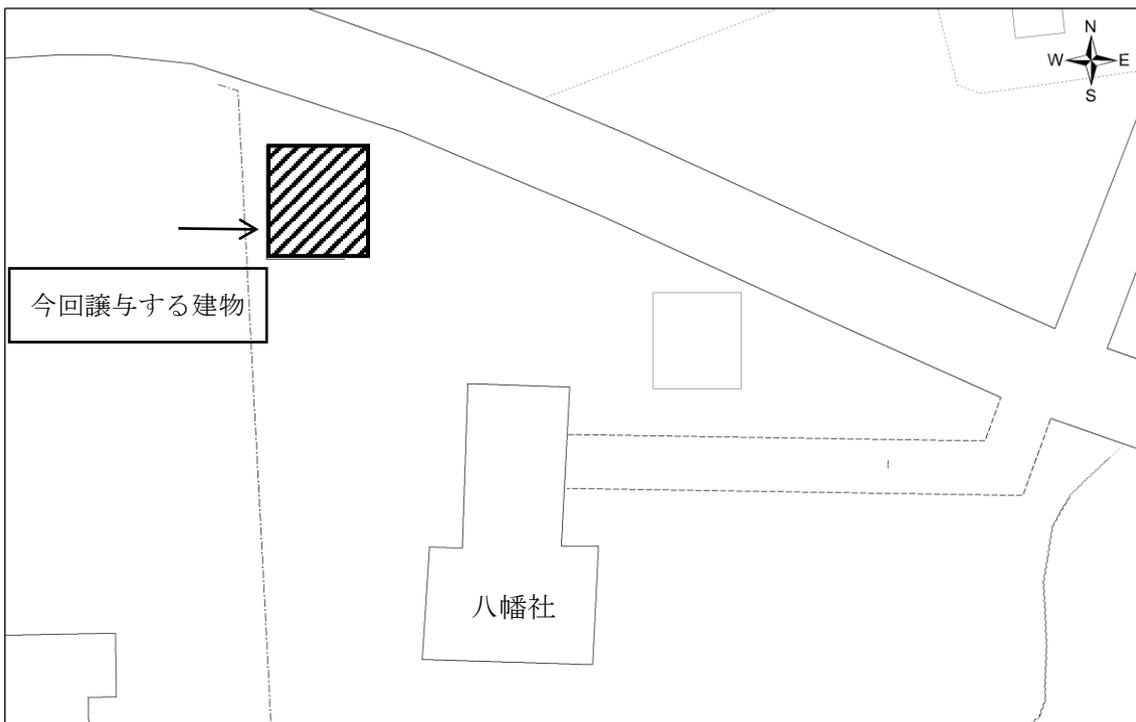
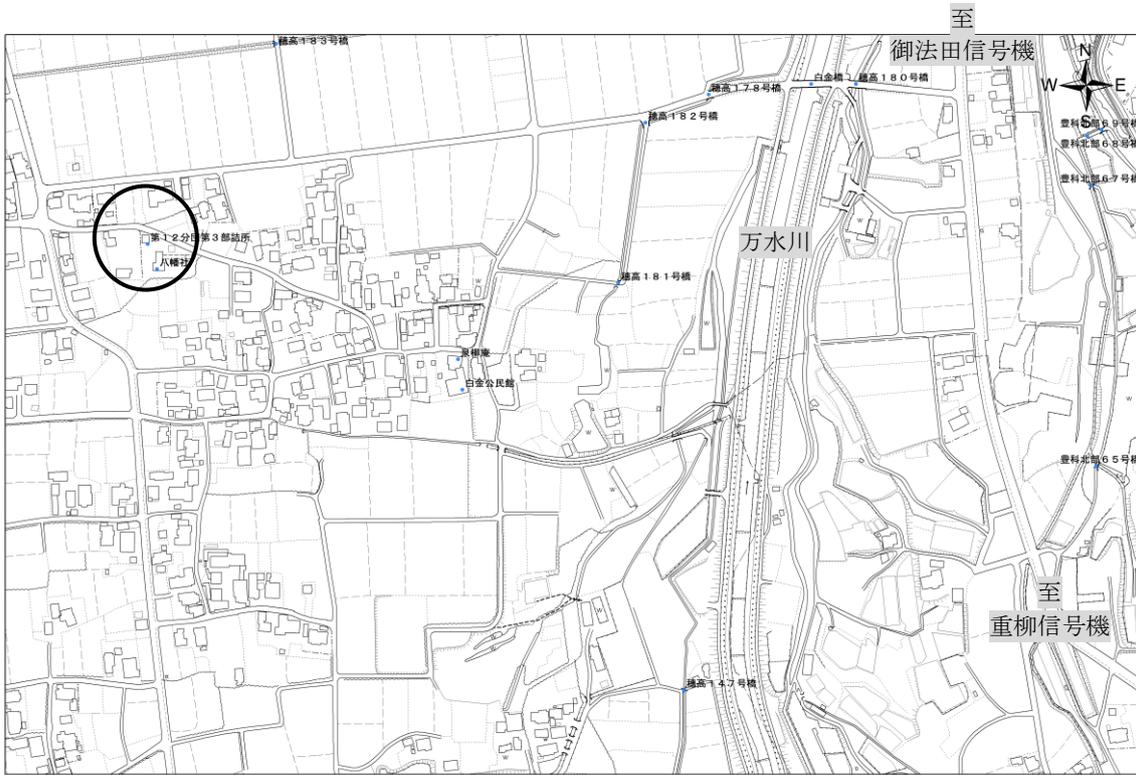
2 譲与の相手方

安曇野市穂高 2034 番地 1  
白金区  
区長 塚原 信一

令和 4 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 位置図



議案第 92 号

市有財産の処分について(安曇野市南小倉林業研修集会施設土地及び建物の譲与)

市有財産である安曇野市南小倉林業研修集会施設土地及び建物を下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する物件の所在等

物件	所在	地番	地目	地積
土地	安曇野市三郷小倉	1588 番 2	宅地	509.43 m <sup>2</sup>
建物	所在	安曇野市三郷小倉 1588 番地 2		
	家屋番号	1588 番 2	建築年月	平成 10 年 4 月
	種類	集会所	構造	木造 2 階建
	床面積	1 階 186.80 m <sup>2</sup> 2 階 181.83 m <sup>2</sup>		

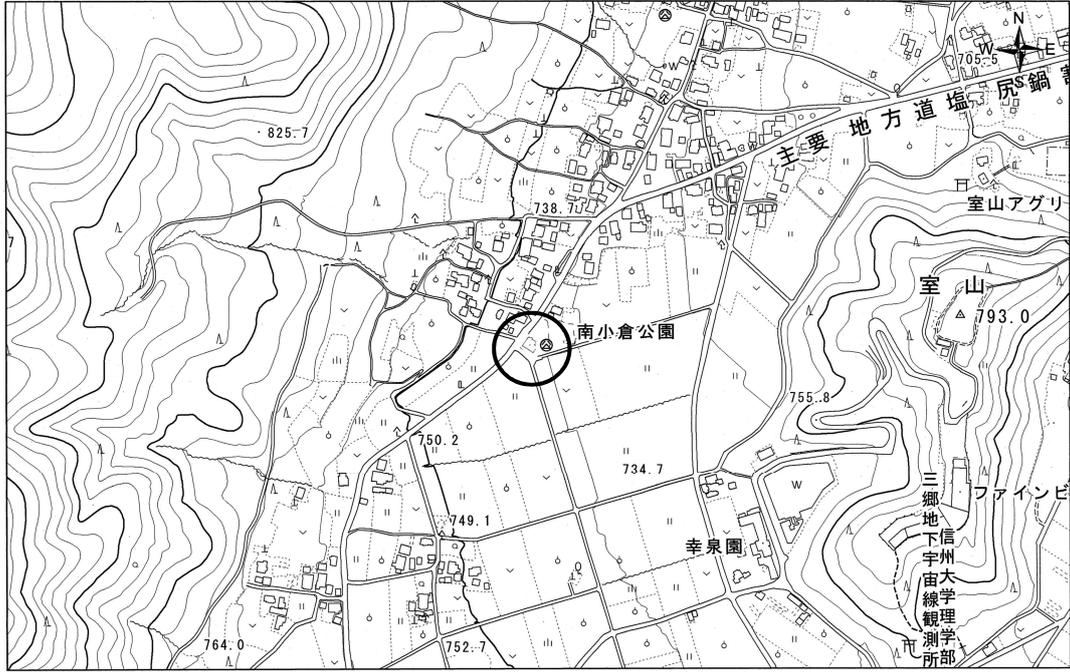
2 譲与の相手方

安曇野市三郷小倉 1588 番地 2  
南小倉区  
区長 中田 昭治

令和 4 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 太田 寛

# 位置図



今回譲与する土地



今回譲与する建物

議案第 93 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

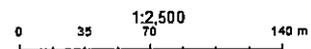
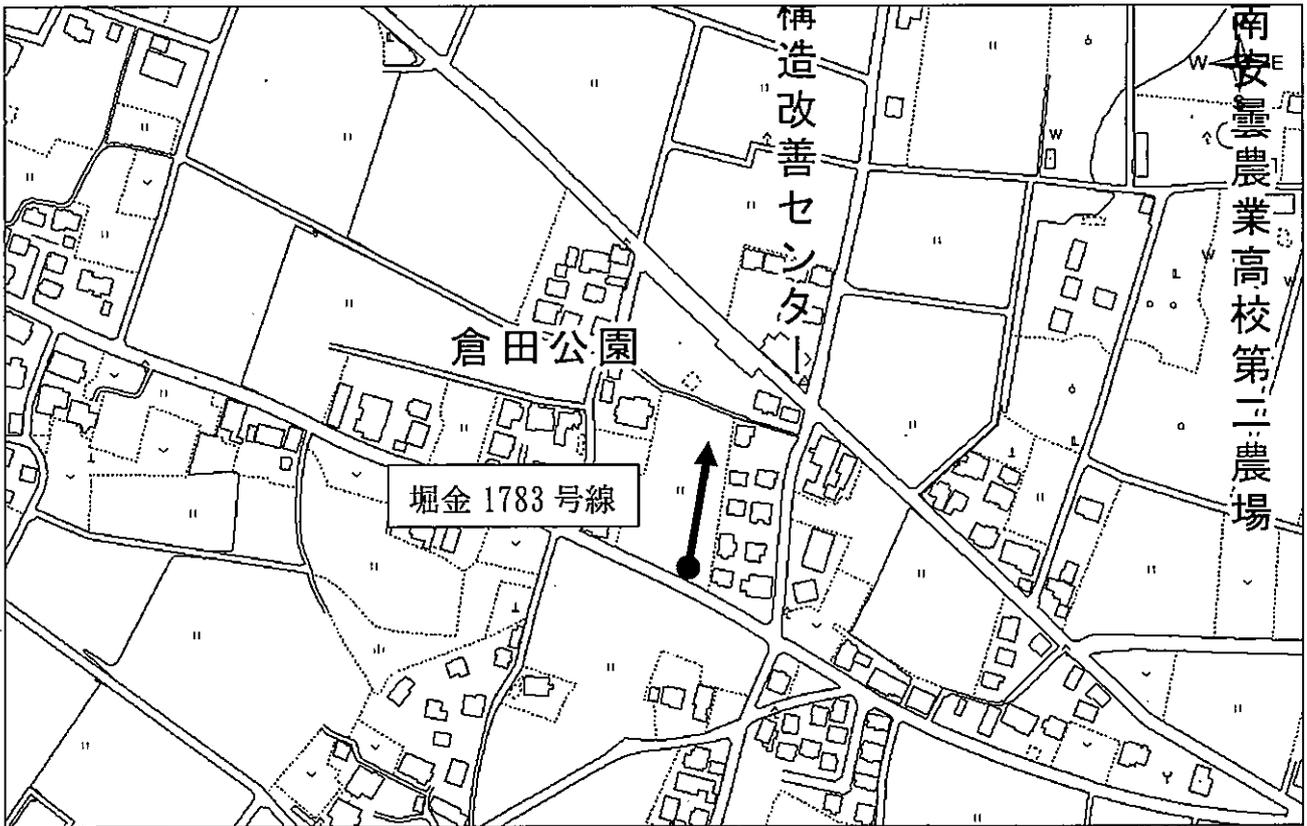
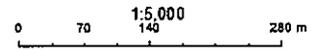
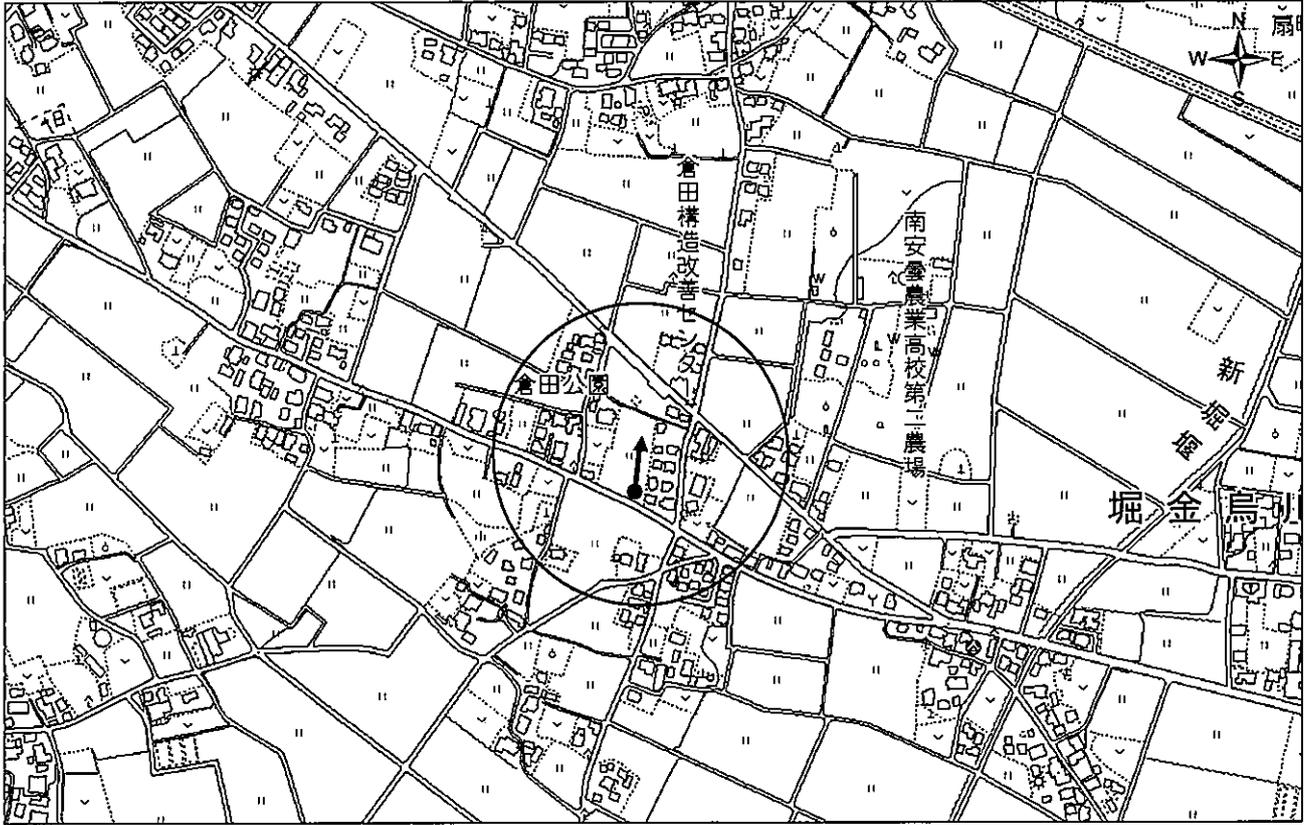
令和 4 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 太田 寛



# 認定路線位置図

整理番号 1



議案第 94 号

地区土地利用計画について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成 22 年安曇野市条例第 28 号）第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求める。

記

別紙 穂高本郷上手村地区 地区土地利用計画による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 穂高本郷上手村地区 地区土地利用計画

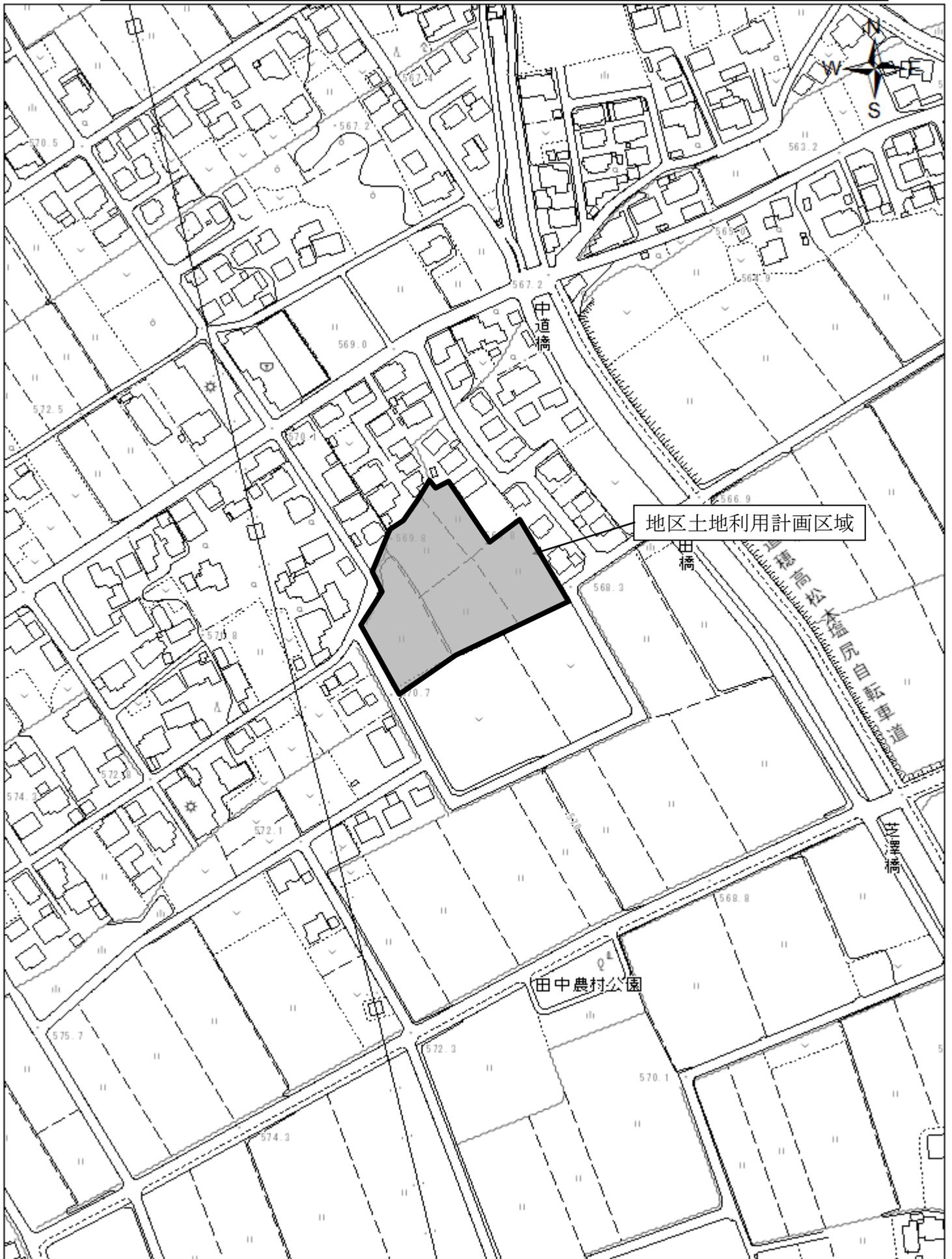
### ■土地利用条例第13条第1項関係

必須事項	(1) 地区の土地の範囲	安曇野市穂高 7471-1、7471-3、7472-3、7472-5、7472-6、7472-8、7472-9 (面積 概ね 5,900 m <sup>2</sup> )		
	(2) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は、穂高拠点地区から西方 800m、広域農道から東方約 500mの地点にあり、本地区の周辺には基本集落や田園が位置している。</li> <li>・土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、安曇野市都市計画マスタープランでは「良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン」として定められている。</li> <li>・建築物の用途の混在、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止することで、緑豊かな居住エリアの形成を目指し、本地区を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区として誘導を図る。</li> </ul>		
	(3) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一戸建ての住宅（自己用専用住宅）</li> <li>2 公民館・集会所</li> <li>3 上記に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5各号に定める建築物を除く。）</li> <li>4 ゴミステーション</li> </ol>	
		建蔽率	50%以下	
		容積率	80%以下	
		敷地面積の最低限度	300 m <sup>2</sup> （ただし、ゴミステーションを除く。）	
		壁面後退	<p>建築物の外壁（出窓・戸袋を除く。以下同じ。）又はこれに代わる柱の面から農地及び道路（建築基準法第42条の規定による道路）境界線までの距離は2.0m以上、その他隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分</li> <li>2 物置等で軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内の建築物の部分</li> <li>3 床面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内の建築物</li> <li>4 床面積の合計が30 m<sup>2</sup>以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分</li> <li>5 ゴミステーション</li> </ol>	
		建築物等の高さの最高限度	高さは10m以下かつ階数は地階を除き2以下とする。	
		垣・さくの構造の制限	<p>開発道路及び接続する道路の境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下のブロック塀、擁壁、石積み等</li> <li>3 片側の幅1.5m以下の門柱及びこれらに類するもので、敷地地盤面からの高さ1.5m以下のもの</li> </ol>	

■土地利用条例第13条第2項関係

必要に応じて定められる事項	(1) 地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区内の開発道路は、W=6.0mとし、市道認定を得るべく市道認定基準により築造し、工事検査完了後市に帰属させる。</li> <li>2 緑地は、法定面積以上として市に帰属させるとともに、管理は当地区により行うものとする。</li> <li>3 上水道は安曇野市上水道に接続し、汚水は公共下水道に接続するものとする。</li> <li>4 消火施設、ゴミステーション、防犯灯、カーブミラー等の公共施設設置については、市並びに地元区の指導の下に設置するものとする。</li> </ol>
	(2) その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項	<p>必須事項(3)に示す基準のほかは、安曇野市景観づくりガイドラインに準ずるものとする。(ただし、屋根の形状を除く。)</p> <p>当地区の環境、安全の維持・保全のため、次の事項についても留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区画は、資材または廃棄物の置場として利用しない。</li> <li>2 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備え、路上駐車はしない。</li> <li>3 敷地地盤高は、原則として宅地造成完成時の高さを維持するものとする。</li> <li>4 道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。</li> </ol>

穂高本郷上手村地区 地区土地利用計画 区域図



地区土地利用計画区域

1:2,500

0 45 90 180 m